

倉敷市立 新田中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数が昨年度11件を数えた。重大事態には至っていないが、標的となる生徒の風体や言動・噂話だけでなくSNSへの書き込みに起因する生徒間トラブルが原因となることが増えている。各学年生徒指導担当を中心に情報と共有しながらいじめ問題への対応を行っているが、未然に防止する取組をより強固にするために、学校全体で横断的取組を行うと共に早期発見・適切対応についての教職員研修の充実や保護者の協力が必要である。

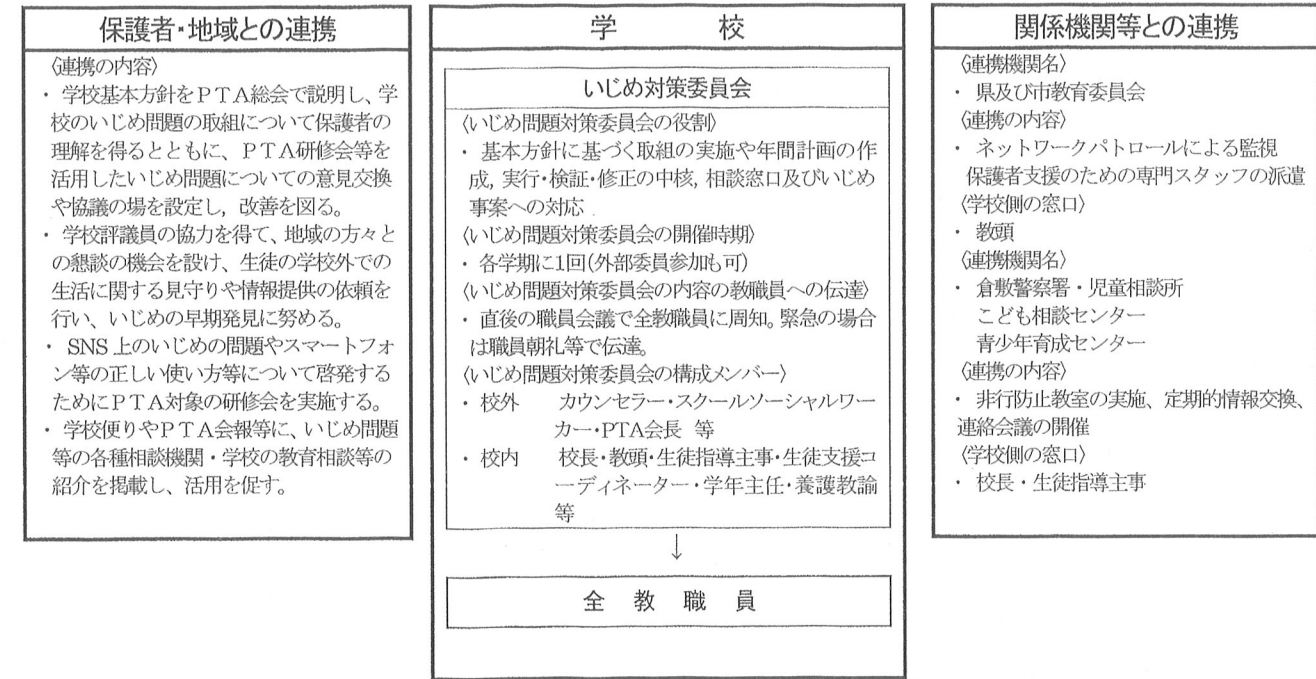
いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的取組を推進するためいじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも、場合によっては各分掌、学年の教職員も参画し、各々の立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用調査を行うとともにその結果を活用した校内研修や保護者対象の研修会を実施し保護者啓発を図り、生徒への情報モラル及びリテラシーについての教育推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感・充実感を感じられる学校作りを進める。

・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間との連携を取りやすい時期の工夫を行うとともに、得られた情報の共有を教職員間で図る。また、特に配慮が必要な生徒について、保護者・関係機関との連携を図る。

・いかなる理由があっても、「いじめは絶対許さない」態度を常に意識しまず止める。その後生徒の人権・安全を確保しつつ、事後指導を慎重かつ丁寧にを行う。



学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	(教職員研修)	・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘するなどして、生徒の SNS 利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
	(生徒会活動)	・「いじめについて考える週間」において、生徒会主催の生徒自ら考え企画するいじめ防止の意識高揚のための取組を進める。
	(居場所作り)	・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。
② 早期発見	(情報モラル教育)	・SNS上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。保護者啓発にも努める。
	(実態把握)	・生徒の実態把握のためのアンケート(Q-U)を年2回(3年生は1回)実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
	(相談体制の確立)	・相談担当教職員を生徒に周知すると同時に、全教職員が生徒の変化を見逃すことなく声かけを行い、生徒がいつでも訴え・相談をできる体制を整える。
③ いじめへの対処	(情報の共有)	・生徒に気になる変化や行為があった場合、専用の記録用紙を作り、教職員間でいつでも素早く情報共有できる耐性を作る。
	(家庭への啓発)	・積極的ないじめ認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイント集を作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
	(いじめの有無の確認)	・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受ける、またはその可能性が明らかになった時は速やかに事実確認を行う。
	(いじめへの組織的対応の検討)	・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。
	(いじめられた生徒への支援)	・いじめの事実が確認された場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に、当該生徒とその保護者への支援を行う。
	(いじめた生徒への指導)	・加害生徒へは、いじめが絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせる等、適切毅然とした対応を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を築く。
	(聴取者・傍観者への指導)	・いじめが絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせる。また、自分がいじめに無関係でないことを認識させ、観衆になることを正当化させない集団づくりを行う。
	(重大事態への対応)	・いじめ防止対策推進法第28条(身体生命財産重大事態及び不登校重大事態)に基づき、いじめ対策委員会を開き、教育委員会等関係諸機関と連絡協議の上、早急かつ誠実に対応する。

	会議、委員会等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針・指導計画の確認 ・生徒情報の共有 ○いじめ問題対策委員会	○学年集会、学級作りの取組	○保護者懇談	○発生事案への対処 ○対応手順の共通理解
5月			○Q-U実施 ・必要に応じて教育相談	○Q-U結果の分析・検討 ・必要に応じて教育相談
6月		○いじめについて考える週間 (第1月曜日から1週間)	○教育相談週間・アンケート	
7月	○学校評議委員会 ○いじめ問題対策委員会	○学年集会 ○非行防止教室	○保護者懇談	
8月	○教職員研修 ○いじめ問題対策委員会	○人権ポスター募集		
9月			○Q-U実施 ・必要に応じて教育相談	○Q-U結果の分析・検討 ・必要に応じて教育相談
10月		○人権標語づくり		
11月	○PTA育成部主催 保護者講演会	○人権集会 ○人権に関わる「道徳」(参観授業)	○教育相談週間・アンケート	
12月		○非行防止教室 ○学年集会づくり ○人権週間の取り組み	○保護者懇談	
1月	○いじめ問題対策委員会		○いじめ実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談	
2月				○アンケート結果の分析・検討 ・必要に応じて教育相談
3月	○いじめ問題対策委員会 ・基本方針・指導計画の修正	○学年集会		

◎ 通年で毎週1回(火曜日)、生徒指導連絡会を実施し、情報共有・指導指針の徹底

年間を通して行う取組
○生活ノートの点検
○あいさつ運動
○警察署・児童相談所等との連携(月例の情報交換、各学期末の非行防止教室の他、T. T. で授業も行う。)
○Q-Uの結果を活用して個別対応の充実を図る。